

平成 2 6 年 度 決 算 に 係 る

定 期 監 査 調 査 書

平成 2 7 年 6 月

鳥取県西部県税事務所

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1頁
3	組織及び業務調べ	1頁
4	職員の定員、現員調べ	2頁
5	役付職員の調べ	2頁
6	主な事業に関する調べ	3頁
7	収入証紙取扱額調べ	6頁
8	収入事務処理状況調べ	7頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	10頁
	(1) 県税未収金	
	(2)-1税外収入未済額(県税関係)	
	(2)-2税外収入未済額(県税関係以外)	
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	14頁
	(1) 県税関係	
	(2) 税外収入関係	
11	不納欠損額調べ	17頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	18頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	20頁
14	財産に関する調べ	20頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
	(3) 債権	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	20頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	20頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	20頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車(二輪を除く)の管理状況調べ	21頁
19	寄附物件の受納状況調べ	21頁
20	備品の処分状況調べ	21頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	21頁
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
○	意見、要望等	21頁
	(1) 業務に関する要望等	
	(2) 監査委員事務局に対する要望等	

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし。

(2) 監査意見

該当なし。

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし。

3 組織及び業務調べ

課 名	係 名	主 な 所 掌 事 務
収 税 課	管 理 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税に係る周知宣伝に関すること。 ・ 県税に係る徴収金の督促及び収納、過誤納金の還付又は充當に関すること。 ・ 納税貯蓄組合の指導に関すること。 ・ 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除、減免に関すること。
	徴収第一担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税以外）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。 ・ 鳥取県地方税滞納整理機構西部支部に関すること。 ・ 地方税法第48条の徴収引継（個人住民税）に関すること。
	徴収第二担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。
	徴収第三担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。 ・ 徴収スタッフネットに関すること。
課 税 課	事業税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（法人県民税、法人事業税、個人事業税、狩猟税及び地方法人特別税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。
	間税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（軽油引取税及びゴルフ場利用税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。
	不動産取得税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（不動産取得税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。
日野支所 （本務：西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税に係る周知宣伝に関すること。 ・ 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。 ・ 納税証明書の交付及び申告書等の受理に関すること。

4 職員の定員、現員調べ

(平成27年 4月 1日現在)

区分	種別	事務職員			技術職員			現業職員			計	備考	
		当年度	該年度	26.4.1現在	当年度	該年度	26.4.1現在	当年度	該年度	26.4.1現在			
定員		31		31	0		0	0		0	31	31	
現員		31		31	0		0	0		0	31	31	
過不足(△)		0		0	0		0	0		0	0	0	
臨時職員		0		0	0		0	0		0	0	0	
非常勤職員		6		5	0		0	0		0	6	5	事務5、育児短時間勤務代替 1

(日野支所の5名除く。)

5 役付職員の調べ

(平成27年 6月 1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	明里利彦	2	2	
副所長 (兼) 収税課長	長尾勝	2	2	出納員
収税課長 補佐	生林康範	2	2	
収税課長 補佐	嘉田伸久	2	2	
課税課長	川越博行	3	2	
課税課長 補佐	高井栄紀	3	2	
日野支所長	(兼) 塚田淳一	1	10	本務：西部総合事務所日野振興センター 日野振興局長
日野支所長 補佐	(兼) 塚田修一	0	2	本務：西部総合事務所日野振興センター 日野振興局地域振興課課長補佐

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要
<p>未収金の徴収対策について</p> <p>決算額 2,475,752千円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県における財政事情が極めて厳しい中、「税負担の公平性」・「税収の効率的な確保」・「自主納付の促進」を業務の中核と位置づけて、貴重な自主財源である県税収入の最大限の確保を目指す。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税を中心に、一斉臨宅による徴収、納税勧奨のほか、生活状況等の調査などを実施し、滞納者個々の個別事情の早期把握を図った。 <p>イ 平成26年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島貯金事務センターで行っていた郵便貯金の差押を書留郵便で行うことによって、効率的に滞納処分ができるよう見直した。 ・自動車税の一斉臨宅について、段階的に発送する催告文書（出頭通知・債権調査予告）発送後に実施することとし、また、その対象者も連絡が取れず財産を有しない者を中心とすることで、効率的な滞納整理に取り組んだ。 ・例年9月に行う一斉預金調査について、回答に5ヶ月程度要していた3金融機関に対する照会を3回（9月末～11月末）に分けて行うことによって、照会から概ね半月から1ヶ月半で回答を得ることが出来、効果的な滞納処分に取り組むことができた。なお、預金差押に当たっては、本県が訴訟当事者となり、新たな法的解釈が示されたことに伴う滞納整理マニュアル（一部改訂）に基づき適正に取り組んだ。 <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税では、納税催告文書を送付する際に使用する封筒を、黄色や赤色などの目立つ色付封筒にして、滞納者に注意喚起を促したり、効率的な文書催告順で発送するよう見直すこと等により、早期の自主納税・納税相談に繋がるとともに未納者に対する滞納処分の早期着手にも繋がった。 (H26.3月末滞納件数 426件 → H27.3月末滞納件数 294件、前年比△132件) ・預貯金の一斉調査など財産調査の標準化、棚卸（徴収実績）に基づく目標設定、職業調査や臨宅による早期の状況把握により滞納処分の実施時期を明確化し、厳正な滞納処分を行った。 <p>○自動車税の滞納件数 294件、＜預貯金等差押件数＞ 58件（3月末現在）</p> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税勧奨や財産調査を行った結果、滞納額を充足するだけの換価価値を有する財産を持たない（または差押えする財産がない）滞納者も数多く存在し、当該年度においては執行停止等の納税緩和措置を執るものの、次年度以降も継続的に自動車税の納税義務が生じる者があり、毎年同様の対応が必要となっている。
<p>個人県民税の徴収対策について (地方税滞納整理機構) (地方税法第48条関係)</p> <p>決算額 2,236千円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に実施された三位一体の改革に伴う国から地方への税源移譲により、個人住民税の調定額が大幅に増加し、連動して滞納額も増えたためその滞納額の圧縮を図ることが県税収入の確保につながる。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村が相互協力体制の下に連携し、個人住民税をはじめとする地方税の収入確保を図るとともに、管内市町村職員の徴収能力向上の支援を実施した。 <p>イ 平成26年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に立ち上げた鳥取県地方税滞納整理機構（西部支部では日野町を除く8市町村が参画）を活用して、県と市町村に共通する滞納者について、共同で滞納整理に取り組んだ。

事業名	概要																								
	<p>・ 地方税法第48条による県への徴取引継ぎについては、徴収困難事案の見極めについて市町村とよく意見交換したうえで引き継ぎ、個人住民税の早期の滞納処分に取り組んだ。 地方税法第48条……市町村が徴収する個人住民税が滞納となった場合に、市町村に代わって県が滞納整理する仕組みを規定。</p> <p>ウ 成 果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県地方税滞納整理機構西部支部では、文書催告や臨宅などを共同で行い、県と市町村で重複していた同一滞納者に対する滞納整理事務を一元化することで、お互いの事務の効率化に繋がった。 ・ 市町村の職員と情報を共有して滞納者ごとにケース検討・処理方針を立てることで、効率的で実効性を伴う納税交渉や滞納整理ができた。 ・ 県と市町村の強い協力体制の構築により、タイミングを逃さない滞納整理や双方の職員の能力向上に繋がった。 <p>○地方税滞納整理機構事案 指定件数 1,788件、滞納金額 38,051千円 (処理実績 253件、処理金額 5,248千円) 〔うち個人住民税件数 548件、滞納金額 15,410千円〕 〔 (処理実績 39件、処理金額 1,419千円) 〕</p> <p>○地方税法第48条関係事案 引継件数 160件、引継金額 3,786千円 (徴収実績 41件、徴収金額 817千円)</p> <p>エ 課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の地方税滞納整理機構は任意組織であるため、滞納処分等の自力執行権を有せず納税交渉までしかできないため、迅速な滞納整理に結びつきにくいのが現状である。 ・ 地方税滞納整理機構では専門部会を設けて、市町村とともに将来的に滞納整理事務だけではなく課税や国保料等も含めた一元化組織(広域連合方式)を設立する意義・必要性について再検討していたが、西部地区の市町村は費用対効果が明確でないことなどを理由に、「早期に設立する必要性までは感じていない」との考えで、全県一致した姿勢にはなっておらず他地区と温度差がある。 																								
<p>徴収スタッフネット研究会の取り組みについて (市町村との連携)</p> <p>決算額 0千円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度から西部圏域の徴収職員の徴収技術の向上と相互の連絡体制強化のため、管内県市町村の課長補佐級以下職員が一体となって、徴収技術の研修会等を開催している。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="512 1615 1485 1868"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>名 称</th> <th>研修テーマ</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26. 5. 2</td> <td>総 会</td> <td>事業報告、事業計画、 基調講演</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td>H26. 7. 16</td> <td>法令・演習研究会</td> <td>研究発表、事例演習ほか</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>H26. 9. 11</td> <td>折衝・交渉研究会</td> <td>ロールプレイングほか</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>H26. 11. 6</td> <td>搜索実地研究会</td> <td>搜索ロールプレイング及び事後研究</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>H27. 1. 16</td> <td>中央研修等伝達研修</td> <td>専門研修等の受講者による伝達ほか</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	名 称	研修テーマ	参加者	H26. 5. 2	総 会	事業報告、事業計画、 基調講演	33人	H26. 7. 16	法令・演習研究会	研究発表、事例演習ほか	30人	H26. 9. 11	折衝・交渉研究会	ロールプレイングほか	22人	H26. 11. 6	搜索実地研究会	搜索ロールプレイング及び事後研究	22人	H27. 1. 16	中央研修等伝達研修	専門研修等の受講者による伝達ほか	40人
開催日	名 称	研修テーマ	参加者																						
H26. 5. 2	総 会	事業報告、事業計画、 基調講演	33人																						
H26. 7. 16	法令・演習研究会	研究発表、事例演習ほか	30人																						
H26. 9. 11	折衝・交渉研究会	ロールプレイングほか	22人																						
H26. 11. 6	搜索実地研究会	搜索ロールプレイング及び事後研究	22人																						
H27. 1. 16	中央研修等伝達研修	専門研修等の受講者による伝達ほか	40人																						

事業名	概要
	<p>イ 平成26年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでは県が中心となってこの研究会を企画運営してきたが、今後は地方財源の自主的な確保という観点からも、市町村職員にも企画運営に積極的に携わっていただくことが必要と考え、自ら有意義な研修を企画していくよう働きかけた。 ・ 財政事情の厳しい中で税財源の確保に向けて、より高度な債権調査手法を身に付けるために米子税務署の統括国税調査官及び統括国税徴収官を講師に招き、研修を行った。 ・ 積極的な滞納整理と併せ生活困窮者等への対応も重要であることから、鳥取県社会福祉協議会の専門家を講師に招き生活困窮者の現状及び対策について研修を行った。 <p>ウ 成 果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修に対する意向や期待が、アンケート結果（提案）から多く聞かれるようになった。 ・ 徴収担当者間の連携を図り、徴収技術の相互研鑽と情報交流の円滑化を図ることにより、市町村全体の徴収実務の底上げを図ることができた。 <p>エ 課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村職員にも積極的に講師役を担ってもらうなど、皆で研修会を作り上げるといった気持ちを参加者に持ってもらえる工夫が引き続き必要である。 ・ 魅力のある研修とするため、外部研修等で入手した素材もどんどん研修に取り入れ、新しいメニューを提供していく工夫が必要である。 ・ 研修を通じて職員個々の技術や能力は高まってきているが、その力が実践で活かされるよう町村（首長）の滞納整理への理解が必要である。

7 収入証紙取扱額調べ

(平成27年5月31日現在)

目		収入科目		件数	単価	証紙貼付額	備考
		節	節				
狩猟税	現年課税分			137	円 16,500	円 2,260,500	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の控除対象配偶者、扶養親族 を 受ける者
				45	11,000	495,000	県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ③ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配 偶者、扶養親族
				150	8,200	1,230,000	⑤ ②の人のうち農林水産業に従事する人 ⑥ 県民税の所得割額を納める人
				67	5,500	368,500	⑦ ⑥の人の控除対象配偶者、扶養親族 を 受ける者 ⑧ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ⑨ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ⑩ ⑨の人の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配 偶者、扶養親族 ⑩ ⑦の人のうち農林水産業に従事する人
目計				403	円 5,500	22,000	第二種銃猟免許の登録を受ける者
				403		4,376,000	
総務手数料	徴税手数料			2,122	400	848,800	
				43	400	17,200	
				2,165		866,000	
				2,165		866,000	
	目計			2,568		5,242,000	

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金

該当なし。

(2) 使用料

該当なし。

(3) 手数料

(平成27年5月31日現在)
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
総務手数料	徴税手数料	納税証明書 交付手数料	66	26,400	26,400	0	0	地方税法、 鳥取県税条例 第16条	
		免税軽油使用者 証交付手数料	2	800	800	0	0	地方税法、 鳥取県税条例 第134条の34	
計(節)			68	27,200	27,200	0	0		
目計			68	27,200	27,200	0	0		
合計			68	27,200	27,200	0	0		

(4) 財産収入

該当なし。

(5) 諸収入

(平成27年5月31日現在)
(単位:円)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
延滞金	延滞金	2,186	14,505,178	14,505,178	0	0	地方税法 鳥取県条例 第9条、第10条	
		計(節)		14,505,178	0	0		
		目計		14,505,178	0	0		
加算金	加算金	153	15,805,806	6,771,522	0	9,034,284	地方税法 71条の14、72条 の46及び47、 90条	
		計(節)		6,771,522	0	9,034,284		
		目計		6,771,522	0	9,034,284		
滞納処分費	滞納処分費	3	9,600	9,600	0	0	地方税法 第14条の3	
		計(節)		9,600	0	0		
		目計		9,600	0	0		
地方法人特別税	地方法人特別税	4,053	60,817,094	48,903,676	0	11,913,418	地方法人特別税 等に関する暫定 措置法	
		計(節)		48,903,676	0	11,913,418		
		目計		48,903,676	0	11,913,418		
雑収入	雑収入	163	3,960	3,960	0	0	鳥取県情報公開 条例	
		73	52,957	52,957	0	0		
		1	1,000	1,000	0	0		
計(節)		237	57,917	57,917	0	0		
目計		237	57,917	57,917	0	0		
合計		6,632	91,195,595	70,247,893	0	20,947,702		

(6) 現金の取扱状況
 了 現金取扱状況
 (平成27年5月31日現在)
 (単位:円)

収入科目(節)	収入済額	備考
県税及び諸収入	271,062,716	
合計	271,062,716 (4,204件)	

イ 残り銭の状況 (平成27年5月31日現在)	
有り	残り銭の額(円)
	88,300

9 収入未済額調べ

(1) 県税未収金(平成27年3月31日現在)

① 過年度分

年度 区分	税目	前年度からの繰越				当該年度										備考
		過年度未収額 円	件数	繰越後の減額 円	件数	課税後 課税額 円	件数	収入額 円	件数	不納火換額 円	件数	未収額 円	件数			
21 年度 以前	法人県民税	(8,137,721)	(38)	(8,137,721)	(38)	(214,870)	(3)	(825,592)	(2)	(7,097,259)	(33)					
	個人事業税	(8,137,721)	(38)	(8,137,721)	(38)	(214,870)	(3)	(825,592)	(2)	(7,097,259)	(33)					
	法人事業税	(1,043,971)	(4)	(1,043,971)	(4)	(10,000)	(1)	(1,033,971)	(4)	(2,055,111)	(4)					
	不動産取得税	(2,185,161)	(35)	(79,450)	(3)	(50,600)	(1)	(2,105,711)	(32)	(89,291)	(2)					
	特別地方消費税	(89,291)	(2)	(89,291)	(2)	(89,291)	(2)	(89,291)	(2)	(89,291)	(2)					
	自動車税	(192,600)	(6)	(192,600)	(6)	(59,500)	(1)	(133,100)	(5)	(133,100)	(5)					
	計	(9,463,583)	(50)	(9,463,583)	(50)	(224,870)	(3)	(914,883)	(4)	(8,264,330)	(42)					
22 年度	法人県民税	(10,604,773)	(81)	(79,450)	(3)	(324,970)	(5)	(914,883)	(4)	(9,285,470)	(69)					
	個人事業税	(4,323)	(1)	(4,323)	(1)	(240,000)	(1)	(4,323)	(1)	(67,300)	(1)					
	法人事業税	(307,300)	(1)	(307,300)	(1)	(240,000)	(1)	(4,323)	(1)	(67,300)	(1)					
	法人事業税	(1,215,900)	(7)	(1,215,900)	(7)	(185,000)	(2)	(29,100)	(1)	(1,001,800)	(4)					
	不動産取得税	(1,215,900)	(7)	(1,215,900)	(7)	(185,000)	(2)	(29,100)	(1)	(1,001,800)	(4)					
	自動車税	(105,100)	(3)	(105,100)	(3)	(40,200)	(1)	(64,900)	(2)	(64,900)	(2)					
	計	(1,632,623)	(12)	(1,632,623)	(12)	(425,000)	(2)	(4,323)	(1)	(1,134,000)	(7)					
23 年度	法人県民税	(416,016)	(7)	(416,016)	(7)	(342,915)	(4)	(73,101)	(3)	(73,101)	(3)					
	個人事業税	(72,200)	(3)	(72,200)	(3)	(26,000)	(1)	(46,200)	(2)	(46,200)	(2)					
	法人事業税	(1,101,279)	(2)	(1,101,279)	(2)	(1,101,279)	(2)	(69,000)	(2)	(6,359,900)	(6)					
	不動産取得税	(6,428,900)	(8)	(6,428,900)	(8)	(133,300)	(8)	(156,600)	(6)	(6,359,900)	(6)					
	自動車税	(413,912)	(15)	(124,012)	(1)	(133,300)	(8)	(156,600)	(6)	(156,600)	(6)					
	計	(8,432,307)	(35)	(124,012)	(1)	(1,603,494)	(15)	(6,635,801)	(17)	(6,635,801)	(17)					
	計	(8,432,307)	(35)	(124,012)	(1)	(1,603,494)	(15)	(6,635,801)	(17)	(6,635,801)	(17)					

年度 区分	税目	前年度からの繰越			当該年度										備考
		前年度 未収額	件数	繰越後 の残額	件数	繰越後 の額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数		
24 年度	法人県民税	(2,743,293)	(26)	(2,743,293)	(26)	(565,000)	(12)	(31,500)	(12)	(2,146,793)	(12)				
	個人事業税	(1,363,500)	(12)	(1,363,500)	(12)	(38,900)	(2)	(31,500)	(2)	(1,324,600)	(10)				
	法人事業税	(4,485,035)	(7)	(4,485,035)	(7)	(343,946)	(7)	(4,141,089)	(7)	(1,324,600)	(10)				
	不動産取得税	(610,200)	(1)	(610,200)	(1)	(610,200)	(1)	(610,200)	(1)	(4,141,089)	(7)				
	自動車税	(1,914,882)	(53)	(1,064,124)	(23)	(850,758)	(30)	(598,258)	(21)	(610,200)	(1)	徴収猶予1件 13,400円			
	計	(11,116,910)	(99)	(10,062,124)	(23)	(10,062,786)	(76)	(1,546,104)	(35)	(31,500)	(2)	(8,475,182)	(39)		
	法人県民税	(3,087,466)	(32)	(62,500)	(1)	(3,024,966)	(31)	(1,452,238)	(15)	(51,328)	(3)	(1,521,400)	(13)		
	個人事業税	(707,900)	(14)	(707,900)	(14)	(707,900)	(14)	(145,700)	(5)	(51,328)	(3)	(1,521,400)	(13)		
	法人事業税	(14,055,349)	(22)	(269,400)	(1)	(13,785,949)	(21)	(2,148,383)	(6)	(145,700)	(5)	(562,200)	(9)		
	不動産取得税	(2,105,989)	(28)	(257,000)	(2)	(822,589)	(25)	(694,989)	(12)	(2,148,383)	(6)	(11,637,566)	(15)		
自動車税	(9,515,888)	(269)	(3,022,800)	(78)	(6,493,088)	(191)	(4,212,588)	(122)	(694,989)	(12)	(1,324,600)	(10)			
ゴルフ場利用税	(1,796,200)	(5)	(1,796,200)	(5)	(1,796,200)	(5)	(1,796,200)	(5)	(4,212,588)	(122)	(2,280,500)	(69)			
計	(28,446,192)	(364)	(3,611,700)	(82)	(24,834,492)	(282)	(8,653,898)	(160)	(1,796,200)	(5)	(2,280,500)	(69)			
法人県民税	(6,251,098)	(66)	(62,500)	(1)	(6,188,598)	(65)	(2,360,153)	(31)	(10,588,621)	(68)	(87,151)	(6)			
個人事業税	(10,588,621)	(68)	(269,400)	(1)	(10,588,621)	(68)	(665,470)	(11)	(2,360,153)	(31)	(3,741,294)	(28)			
法人事業税	(19,641,663)	(31)	(269,400)	(1)	(19,372,263)	(30)	(3,593,608)	(8)	(665,470)	(11)	(9,097,559)	(55)			
不動産取得税	(10,378,560)	(47)	(257,000)	(2)	(10,121,560)	(45)	(889,889)	(14)	(825,592)	(2)	(15,778,655)	(22)			
特別地方消費税	(89,291)	(2)	(89,291)	(2)	(89,291)	(2)	(89,291)	(2)	(89,291)	(2)	(10,154,611)	(55)			
自動車税	(12,142,382)	(346)	(4,210,936)	(102)	(7,931,446)	(244)	(5,043,846)	(153)	(89,291)	(2)	(2,887,600)	(91)			
ゴルフ場利用税	(1,796,200)	(5)	(1,796,200)	(5)	(1,796,200)	(5)	(1,796,200)	(5)	(5,043,846)	(153)	(2,887,600)	(91)			
計	(59,091,615)	(560)	(4,799,836)	(106)	(54,291,779)	(454)	(14,389,866)	(223)	(1,796,200)	(5)	(40,638,579)	(224)			
個人県民税	(289,860,534)	(598)	(5,919,886)	(111)	(290,232,395)	(487)	(77,326,654)	(223)	(16,708,023)	(167)	(196,197,718)	(251)			
自動車税	(348,952,149)	(370)	(4,427,975)	(111)	(344,524,174)	(487)	(91,716,520)	(223)	(16,708,023)	(167)	(236,836,287)	(251)			
計	(352,929,339)	(598)	(5,547,225)	(111)	(347,382,114)	(487)	(91,716,520)	(223)	(16,708,023)	(167)	(236,836,287)	(251)			
合計															

②現年分

税目	調定額 円	件数	収入額 円	件数	不納欠損額 円	件数	翌年度繰越		備考
							未収額 円	件数	
法人県民税	(1,029,587,600) 1,029,587,600	(10,249) 10,249	(1,028,785,583) 1,028,785,583	(10,234) 10,234	(52,494) 52,494	(1) 1	(749,523) 749,523	(14) 14	
県民税利子割	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
法人事業税	(2,847,721,100) 2,847,721,100	(5,284) 5,284	(2,847,558,460) 2,847,558,460	(5,279) 5,279	(0) 0	(0) 0	(162,640) 162,640	(5) 5	
個人事業税	(187,258,300) 187,258,300	(2,510) 2,510	(182,976,400) 182,976,400	(2,495) 2,495	(0) 0	(0) 0	(4,281,900) 4,281,900	(15) 15	
不動産取得税	(405,220,800) 407,240,900	(2,598) 2,604	(358,822,431) 358,992,731	(2,583) 2,586	(0) 0	(0) 0	(46,398,369) 48,248,169	(15) 18	徴収猶予 3件 1,849,800円
県たばこ税	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
ゴルフ場利用税	(108,042,500) 108,042,500	(168) 168	(107,256,700) 107,256,700	(163) 163	(0) 0	(0) 0	(785,800) 785,800	(5) 5	
自動車税	(2,835,214,145) 2,835,214,145	(83,555) 83,555	(2,829,448,470) 2,829,448,470	(83,400) 83,400	(31,500) 31,500	(1) 1	(5,734,175) 5,734,175	(154) 154	
鉦区税	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
軽油引取税	(3,238,229,594) 4,963,194,507	(951) 1,261	(3,238,229,594) 4,925,269,379	(951) 1,259	(0) 0	(0) 0	(0) 37,925,128	(0) 2	
産業廃棄物 処分税	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
計	(10,651,274,039) 12,378,259,052	(105,315) 105,631	(10,593,077,638) 12,280,287,723	(105,105) 105,416	(83,994) 83,994	(2) 2	(58,112,407) 97,887,335	(208) 213	
個人県民税	(6,591,721,439) 6,591,721,439	(0) 0	(6,511,982,167) 6,511,982,167	(0) 0	(526,885) 526,885	(0) 0	(79,212,387) 79,212,387	(0) 0	
合計	(17,242,995,478) 18,969,980,491	(0) 0	(17,105,059,805) 18,792,269,890	(0) 0	(610,879) 610,879	(0) 0	(137,324,794) 177,099,722	(0) 0	

注1 資料として「税務統計書」を添付すること。

2 個人県民税の過年度分については、年度区分及び件数の記載は不要である。

3 個人県民税の現年度分については、件数の記載は不要である。

4 徴収猶予については、備考欄に記載すること。(記載例：徴収猶予(生前贈与)○○○円(×件))

5 各欄上段()には、徴収猶予分を除いた金額、件数を記載すること。

(2)-1 税外収入未済額(県税関係) (平成27年5月31日現在)

① 過年度分

税目	区分 年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	21 以前		円	1	6,300		円	1	6,300	
	22 年度							0	0	
	23 年度							0	0	
	24 年度					12	4,089,580	12	4,089,580	
	25 年度			1	1,162	11	3,160,404	12	3,161,566	
地方法人特別税	24 年度					6	1,076,413	6	1,076,413	
	25 年度			1	938	7	1,067,996	8	1,068,934	
合計		0	0	3	8,400	36	9,394,393	39	9,402,793	

② 現年度分

税目	区分	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税			円		円	9	1,776,838	9	1,776,838	
地方法人特別税						7	1,330,262	7	1,330,262	
合計						16	3,107,100	16	3,107,100	

(2)-2 税外収入未済額(県税関係以外) (平成27年5月31日現在)

① 過年度分

該当なし。

② 現年度分

該当なし。

10 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>未収金回収促進（滞納額圧縮）のためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税意思と納付能力を早期かつ完全に把握すること ・的確で迅速な処理方針を決定すること ・決定事項を迅速に実行すること <p>が必要であり、当所においては以下の取り組みを行っている。</p> <p>1. 早期かつきめ細かな納税勧奨と早期かつ徹底的な各種調査（データ収集）を実施している。</p> <p>① 納税勧奨</p> <p>ア 文書催告：一次催告、二次催告、債権調査予告、出頭通知、差押予告、家宅搜索予告、公売予告等</p> <p>イ 臨戸：能動的なもの（臨宅通知他） 受動的なもの（滞納者の要請他）</p> <p>ウ 電話：能動的なもの（文書催告に応じない者他） 受動的なもの（滞納者の要請他）</p> <p>② 財産調査</p> <p>ア 財産の種類：債権（銀行預金、郵便貯金、給料等）、無体財産権（電話加入権等）、不動産、動産、自動車等</p> <p>イ 調査先：官公庁（県、市町村、税務署、法務局、年金機構等）、臨場（滞納者等）、関係先（取引先、金融機関、担保権者、郵便局、NTT等）、探聞（近隣、家族、同業者等）</p> <p>2. 上記1により把握したデータを、担当者だけでなく徴収方針会議（月1回）や、大口分は所内協議を随時実施して、各事案毎に分析した上で処理方針を決めている。</p> <p>3. 滞納整理事務を均質化させるため、滞納整理について類型による基本的な処理方針を周知している。</p> <p>① 納付能力が乏しく一括納付が困難な滞納者 → 的確な納税指導を行い、分納誓約書を提出させ履行監視を行う。不履行の場合、その理由を把握し、正当な理由がない場合は滞納処分を執行する。また、地方税法に基づく徴収猶予、換価猶予の措置も講じている。</p> <p>② 納付能力がありながら納税意思の低い大口、常習、悪質滞納者 → 徹底的な財産調査を実施し、財産を発見しだい早期に厳正な滞納処分を執行する。</p>	<p>1. 滞納者の生活状況等を早期に把握し、滞納者毎の実態に沿った滞納整理が推進できた。</p> <p>① ア、イ、ウの手段を効率的に組み合わせることで、滞納者の状況に応じた処理方針が立てやすく、効果的な滞納整理を推進できた。</p> <p>② 納税交渉と並行して財産調査を進めることにより、納税意識の低い滞納者等に対して迅速な滞納処分をすることができた。</p> <p>2. 目標設定や滞納整理の方針が明確化されたことにより早期に適切な処理が図られた。</p> <p>3.</p> <p>① 滞納者の状況把握、資力に合わせた納税進行管理ができた。</p> <p>② 約束不履行者・悪質滞納者を早期に見極め、効果的に滞納処分を進めた。</p>

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>③ 納付能力がありながら、納税意思の希薄な少額滞納者 → 通常の納税勧奨により自主納付を促すが、応じない者に対しては、最終的に強制調査である家宅搜索を含む滞納処分を執行する。</p> <p>④ 納付能力のない滞納者 → 表見財産が皆無であり、家宅搜索を実施してもなお、差押えすべき財産が無いと認められる者に対しては、滞納処分の停止等の徴収緩和措置を講じている。</p> <p>4. その他</p> <p>① 資金の流動時期である6月と12月を滞納整理強化月間として設定し、重点的に滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>② 滞納整理業務をより推進するため、担当者毎、地区毎にそれぞれ解決すべき課題、達成すべき数値目標を設定している。</p> <p>③ 個人県民税徴収向上対策 ア 地方税法第48条の規定により町村から徴収を引き継ぎ、県が主体的に滞納整理に取り組んだ。</p>	<p>③ 納税意識の希薄度を検証し滞納処分を執行した。</p> <p>④ 破産、生活保護等の生活困窮状況に陥った者に対して、地方税法上の徴収緩和措置を適用し、実態に即した処置を講じることができた。</p> <p>4.</p> <p>① ボーナス時期であるため、積極的に差押等の滞納処分を執行した。</p> <p>② 納期内納税者との公平性が確保され、職員の意識向上を促した。</p> <p>③ ア 徴収専任職員が少なく財産調査が行き渡らない町村に代わり、徹底的な財産調査を行い、財産を発見しだい滞納処分を実施したことにより滞納額を圧縮することができた。</p>
<p>イ 地方税滞納整理機構で、県と市町村の共通滞納者に対して文書催告、臨戸を行うなど滞納整理に取り組んだ。</p> <p>④ 徴収スタッフネット研究会を通じ、県及び市町村徴税職員のスキルアップを図っている。</p> <p>⑤ 自動車税固有の取組みについて ア 差押予告状を早期に送付することにより、滞納件数の早期圧縮を図った。</p> <p>イ 1月から3月にかけて、夜間を含む集中的な臨戸徴収を実施し、滞納件数の早期圧縮を図った。</p>	<p>イ 県と市町村が共同で滞納整理を行うことで、重複事務の排除による徴収事務の効率化が図られた。</p> <p>④ 職員による研究会での事例発表や総則講義により、モチベーションの維持やスキルアップにつながった。</p> <p>⑤ ア 差押予告状の早期送付による滞納者からの反応により、早い時期の納税交渉が実施できた。 また、納税催告文書を送付する封筒を色付きにして注意喚起を促すことで、早期の自主納税や納税相談につながった。</p> <p>イ 集中的な臨戸徴収により、滞納の圧縮効果が確認された。</p>

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目(目・節)〕	債権管理事務 取扱要領の作 成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金及び加算金	有 「税外未収金 (加算金・延 滞金)の確保 対策につい て」(H15.4.3 0付税務課長通 知)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本税完納時に納付するよう指導 ・ 過年度税外未収金について本税納付交渉時に言及 ・ 本税の分納誓約書を提出させる際に延滞金、加算金についても記入 ・ 延滞金確定後、直ちに納付書送付 ・ 催告状送付 ・ 年に二度、文書による一斉催告 ・ 滞納者は名簿で債権管理 ・ 滞納整理票により管理 ・ 所内協議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再三の催告指導による納税意識の向上 ・ 組織的な滞納整理の執行により情報の共有化が促進され、円滑な滞納整理が実現 ・ 集中的な納付書送付により、滞納の圧縮効果が確認された。

1 1 不納欠損額調べ

(平成27年5月31日現在)

調定 年度	科 目 (税目又は 目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った 理由
2 6	自動車税	3	H26.06.02	H26.07.01	H27.3.19	31,500	円 即時消滅(滞納処分執行 停止H27.3.19) 表見財産なし
2 6	法人県民税	1 1	H26.12.1	H27.3.12	H27.4.21	52,494	即時消滅(滞納処分執行 停止H27.3.19) 表見財産なし
2 5	法人県民税	1	H25.5.8	H26.5.15	H27.3.13	36,083	即時消滅(滞納処分執行 停止H27.3.13) 表見財産なし
2 4	法人県民税	2	H24.10.31	H24.11.20	H27.3.18	21,000	即時消滅(滞納処分執行 停止H27.3.18) 表見財産なし
2 4	法人県民税	4	H25.4.1	H26.2.5	H27.3.26	10,500	即時消滅(滞納処分執行 停止H27.3.26) 表見財産なし
2 2	法人県民税	5	H22.5.24	H25.6.26	H27.3.26	4,323	即時消滅(滞納処分執行 停止H27.3.26) 表見財産なし
2 5	法人県民税	6	H25.5.31	H26.12.27	H27.3.26	13,545	即時消滅(滞納処分執行 停止H27.3.26) 表見財産なし
2 5	法人県民税	6	H25.7.16	H26.12.27	H27.3.26	1,700	即時消滅(滞納処分執行 停止H27.3.26) 表見財産なし
3	特別地方消費税	7	H3.7.1	H24.3.26	H27.3.26	16,941	停止後3年経過(滞納処 分執行停止H24.3.22) 表見財産なし
3	特別地方消費税	7	H3.7.31	H24.3.26	H27.3.26	72,350	停止後3年経過(滞納処 分執行停止H24.3.22) 表見財産なし
2	個人事業税	8	H2.5.1	H23.11.17	H27.3.26	312,092	停止後3年経過(滞納処 分執行停止H24.3.22) 表見財産なし
3	個人事業税	8	H3.7.31	H23.11.17	H27.3.26	513,500	停止後3年経過(滞納処 分執行停止H24.3.22) 表見財産なし
2 2	不動産取得税	9	H22.4.30	H22.5.19	H27.3.27	29,100	停止後3年経過(滞納処 分執行停止H24.3.16) 表見財産なし
2 3	不動産取得税	1 0	H23.5.2	H25.7.10	H27.3.31	65,100	即時消滅(滞納処分執行 停止H27.3.31) 表見財産なし
2 3	不動産取得税	1 0	H23.5.2	H25.7.10	H27.3.31	3,900	即時消滅(滞納処分執行 停止H27.3.31) 表見財産なし
合 計						1,184,128	

12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金

(平成27年5月31日現在)

(単位：円)

予算科目 (目)	予算令 達額	負担金名称	支出 先	負担率	支出年月 日	支出金額	支出の根拠法令名等(規 約、要領等を含む)	備考
計画調査費	32,116	公用パソコン の損傷費用	個人	—	H27.1.5	32,116	公用パソコンの損傷の適正な 事務処理の徹底について	H23.6.21 修理
新規以外の もの						32,116		
目計						32,116		
計						32,116		

(2) 補助金

予算科目 (賦課徴収費)

① 国補分

該当なし。

② 単県分

(平成27年5月31日現在)

(単位：円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認	着手	額の確定	支出の状況			備考
				実施計画承認	年月日	年月日	概算払 、 精算払 の別	支出 年月日	金額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付申請 年月日	完了 年月日	検査 年月日				
				交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・現 地調査 年月日				
納税貯蓄組合 連合会補助金 (平成23年度)	鳥取県西 部納税貯 蓄組合連 合会		租税教育に資 する活動経費 、県税に関す る広報活動に 要する経費、 県税に関する 研修会講演会 等の開催に要 する経費、連 合会の運営に 関する経費等	—	—	27.5.1	概算	26.6.30	250,000	
納税貯蓄組合連 合会が県民に対 して行う納税思 想の啓発に資す る取組を促進し、 租税納期内完納 の推進を図る。			(補助率:8/10) 250,000	26.4.30	27.3.31	—				
				26.5.22	27.4.27	27.4.27				
単県分計										
表の補足説明										

(3) 交付金

(平成27年5月31日現在)
(単位:円)

予算科目 (目)	予算額令達額	負担金の名称	支出先	負担率	支出年月 日	支出金額	支出の根拠法令等 (規約、要領等を含む)	備 考
新規以外のもの						358,642,510		
目 計						358,642,510		
合 計						358,642,510		

(4) 委託料

該当なし。

13 工事請負費調べ

該当なし。

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産

該当なし。

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成27年5月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購 入 額	使 用 額		
郵便切手及び郵便はがき	円 131,960	円 345,722	円 366,326	円 111,356	
合 計	131,960	345,722	366,326	111,356	

イ タクシーチケットの受払状況

該当なし。

(3) 債 権

該当なし。

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

該当なし。

(2) 物品

該当なし。

16 借受不動産明細調べ

該当なし。

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

(1) 職員住宅

該当なし。

(2) 職員駐車場

該当なし。

18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ

該当なし。

19 寄附物件の受納状況調べ

該当なし。

20 備品の処分状況調べ

該当なし。

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(平成27年5月31日現在)

現金、有価証券又は物品名	数量	金額	出納員又は使用者職氏名	亡失、損傷年月日、時	同左場所	同左概要	報告年月日	会計局の審査結果
軽乗用自動車 (鳥取580て 91-13)	1台	円 リース車両 (58,493円)	主事 見山公一	H26.10.7	米子市蚊屋地内の蚊屋西交差点付近	交差点に接する目的地に進入しようとしたところ、車道と歩道を境界とする縁石に接触した。	H26.10.7	賠償責任なし
合計	1台	58,493円						

(2) 物品の照合

照合年月日	現物確認できなかった物品	現物が確認できなかった物品名	個数
平成26年10月20日 ～ 平成26年11月12日	・有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

○監査調書の様式について
21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ
(1)の様式の表中に「出納員又は使用者職氏名」の記載欄の削除を要望
理由：物品損傷報告データベースに閲覧制限がかかっているため、非公開とすべきと考える。

